

質問に対する回答書

件名) 上信越自動車道 西屋敷第二橋補修工事

No	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書6 関連施設とその他の関係	はく落対策工の75°ラインの測量時は、しなの鉄道の軌道内にて作業が可能でしょうか。	軌道内については特記仕様書7-4に示す施工可能時間帯において作業可能です。
2	特記仕様書7-4 鉄道交差部の作業時間について	吊足場のうち、P3-A2間については、鉄道交差部の作業時間の制限(01:00~04:00)を受けず、通常の昼間の施工は可能と考えてよろしいでしょうか？	特記仕様書7-4に示すとおり、P3-A2間は交差箇所に該当しないため、昼間の施工は可能です。
3	特記仕様書7-4 鉄道交差部の作業時間について	「吊足場の設置・解体時には線路の停電を実施するため、隔日となる」とありますが、「月水金」または「火木」などとなりますでしょうか？	そのとおりです。
4	特記仕様書20-8 (3)施工について	試験法432-1に準拠とありますが、発注者と受注者で、はつりの仕上がり状況の精度を、設計数量計上箇所にて確認することとしてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
5	特記仕様書21 工事用進入路工について	西屋敷第二橋のA1橋台の進入路は作業員が歩行出来る程度で考えていますが、問題ありますでしょうか？	貴社の施工計画に基づき必要な費用を計上ください。
6	特記仕様書21 工事用進入路工について	西屋敷第二橋A1側への進入路が上り線路肩側からの計画となっていますが、下り線側路肩側からの計画も可能でしょうか。	貴社の施工計画に基づきお考えください。

7	特記仕様書21 吊足場工について	吊足場のアンカーを上部桁から取るため、上部桁の削孔を行うこととなり、鉄筋探査が必要と思われますが、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか？	鉄筋探査の費用は吊足場工費の費用に含まれます。
8	設計図2/37 壁高欄天端の施工について	※1に交通規制中は西屋敷第一橋・西屋敷第二橋のコンクリート表面処理工及びはく落対策工の壁高欄天端部の施工のみとする。とありますが、吊足場内から、もしくは移動足場内から壁高欄天端部の作業ができる箇所は、交通規制を行わずに作業してもよろしいでしょうか。	設計図2/37に示すとおり、交通規制対象工種については交通規制を実施してください。
9	設計図4/37 高速道路境界用地内について	西屋敷第一橋A1上り線側路肩方向に車止めバリカに仕切られた管理用道路がありました。が、現地作業時に作業車等の駐停車は可能でしょうか。	駐車場の確保等については、貴社の施工計画に基づき、関係機関との協議のうえ確保してください。
10	設計図4/37 高速道路境界用地内について	現地を踏査したところ、西屋敷第一橋の下部工前に資材がありましたが、施工前には撤去されますでしょうか。	施工前に撤去する予定はありません。施工に支障となる場合は共通仕様書1-9-4 施設管理に示すのとおり別途、監督員と協議してください。
11	設計図12/37他 断面修復工について	断面修復工A1(L)防錆材入りPCM (t=1cm) は既設鉄筋(第一鉄筋)の裏側10mmとなっていますが、鉄筋を含んだ表面側に塗布する必要はありますか。	断面修復工A1(L)の範囲については、鉄筋径を含まない既設鉄筋の裏側10mmとし、鉄筋については、特記仕様書20-3-2(2)に示すケレン及び防錆材の塗布を実施してください。